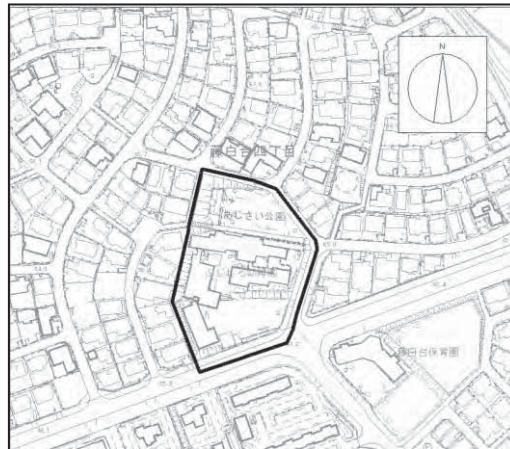



(5)公共・公益施設地区(藤白台4丁目(1))

ア.位置・・・吹田市藤白台4丁目地内 図1のとおり
 イ.区域・・・下図のとおり



凡 例	
	景観形成地区の区域

ウ.面積・・・約 1.1ha

エ.経過・・・1.平成22年3月15日指定、告示し、平成22年4月1日施行。
 2.令和2年4月1日一部変更、告示し、同日施行。

オ.基本方針・・・みどり豊かで落ち着いた住宅地景観をまもり、はぐくむ。

カ.基準・・・別表1・別表2の景観誘導基準を満たした上で、以下の基準とする。

a.建築物

1.全体計画・配置等	(1) 公園との関わりを考慮し、周辺景観と調和した計画とする。 (2) 道路に面する部分は開放的な空間となるよう工夫する。 (3) 道路からの視認性を考慮し、快適な空間づくりに配慮する。						
2.形態意匠及び素材	(1) 壁面は圧迫感や単調感を和らげるため、バルコニー、開口部、外壁デザインの分節化等を工夫し、表情を持たせるなどの配慮をする。 (2) 設備類は隠蔽する、見えにくい位置に配置する。 (3) 外壁のアクセントカラー以外の色彩は周辺と調和し落ち着いたまちなみを形成する色彩、配色とする。 (4) 外壁のアクセントカラー以外の色彩は以下の表の範囲内とする。ただし、自然素材は除く。 <table border="1" data-bbox="539 1518 1337 1612"> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> <tr> <td>全色相</td> <td>5.0以上 8.5未満</td> <td>3.0未満</td> </tr> </table>	色相	明度	彩度	全色相	5.0以上 8.5未満	3.0未満
色相	明度	彩度					
全色相	5.0以上 8.5未満	3.0未満					
3.敷際	(1) 道路際はできる限り緑化し、地域に潤いを与えられるよう中高木を積極的に配置する。 (2) みどりの連続性、量感を考慮し、四季を演出し、地域の個性を豊かにするものとする。 (3) やむを得ずフェンス等を設置する場合は黒又は茶系の色彩とする。						
4.駐車場・駐輪場	公共空間から駐車・駐輪車両が見えにくい場所に配置するよう配慮する。						
5.ごみ置場	公共空間から見えにくい場所に配置する、デザインを合わせるなどの配慮をする。						

b. 工作物

1. 擁壁	(1) 周辺環境に調和した、仕上げ及び高さに対する見え方について工夫する。 (2) 道路際の擁壁は植栽空間の確保や壁面緑化に努める。 (3) 垂直緑化等による圧迫感の低減に配慮する。
-------	---

c. 開発行為

1. 緑化	(1) 敷地内の既存樹木は、できるだけ残すあるいは移植するなど修景に活かすよう配慮する。 (2) 周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。
2. 造成計画	(1) 地形の特性を活かし、周辺との調和に配慮した計画とする。 (2) 出入口の配置は、敷地の連続性や路面素材について考慮する。

d. 屋外広告物

(1) 広告物は自家用のみとする。 (2) 地上設置型広告物、壁面広告物のみとする。 (3) 表示面積の合計は 10 m ² 以下とする。 (4) 広告物の取り付け位置は地盤面より 8m以下とする。 (5) ただし、期間を定め表示するもので、まちなみに配慮したものはこの限りでない。
--